

電力・ガス取引監視等委員会

第10回料金制度専門会合

1. 日時：令和3年11月15日（月）9：30－11：18
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、岩船委員、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視等委員会第10回料金制度専門会合を開催いたします。

私、事務局ネットワーク事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講ずることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただいております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。

それでは、議事に入りたいと思います。

なお、山内座長でございますが、事情により少し遅れておりますので、山内座長より、資料の説明のほうを始めておいてほしいということで指示をいただいております。したがって、資料の説明のほうを開始させていただきたいと思っております。

本日の議題は、議事次第に記載をした4つでございます。

それでは、まず最初の議題でございますけれども、「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」、事務局から説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 取引監視課の池田です。資料3を御覧ください。

3ページです。17年4月のガス小売全面自由化後においても事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合には、大臣指定の供給区域等においては、経過措置として小売料金規制を存置しております。現在、この措置の対象となっているのは、10月に東京ガスと大阪ガスが抜けて7社となっております。

この小売経過措置料金につきましては、大臣が原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっております。

今年度におきましても、大臣及び経済産業局長から、7社のうち原価算定期間中の熱海ガスを除く6社のガス小売経過措置料金の事後評価についての意見の求めがあったことから、本日、事務局で行った評価を御確認いただくものです。

4ページです。事後評価に際しては、通達で示された基準に沿って確認を行うこととされています。ステップ1では、各社の規制部門のガス事業利益率の直近3か年利益が、旧一般ガスみなしガス小売事業者7社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認します。ステップ2では、前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度連続で赤字であるかどうかを確認します。まず、ステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、大臣が料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することとなっています。

参考1は、今申し上げたことを図にしたものでございまして、御説明の中心となるのが6ページでございます。

今回の事後評価についてでございますけれども、ステップ1共通というところを御覧いただければと思います。規制部門のガス事業利益率による基準でございまして、一番上が各社の3か年度平均、その下が7社の10か年度平均でございまして、この欄の一番右を見ていただくと0.9%。これを1つ上の各社の3か年度平均と比較するというところでございまして、真ん中にあります京和ガスについては、この4.0%が上回っていることでYesということになっております。残りの社につきましては上回っていないということで、ここで評価は終わりということになります。

次に、京和ガスについてはステップ2に進みまして、B規制部門の超過利潤累積額による基準でございます。一番上が2019年度末までの超過利潤の累積額、その下が2020年度の超過利潤額、この2つを足したものが3つ目の⑤の2020年度末超過利潤の累積額でございます。京和ガスの金額は9,200万円ということになっております。これを1つ下の一定水準額と比較するというものであり、これについては1億9,400万円ということで、一定水準額を上回っていないということで、Noということになります。もう一つのC自由化部門の収支による基準ですが、2019年度と2020年度の自由化部門の収支についてはプラスになっているということで、2年連続赤字になっているかというところについてはNoとい

うこととございます。

したがいまして、以上7社につきましては全てNoということですので、変更認可申請命令の発動の要否の検討対象とはならないというものでございます。

7ページから9ページまでは、各社の概況について参考でつけさせていただいております。

最後の10ページ目です。総評ということですが、評価の結果につきましては今6スライド目で申し上げたとおりでございます。最後、結論でございます。以上を踏まえまして、今回事後評価の対象となった事業者については、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかったということが事務局案でございます。これを御了解いただければ、この結果を本会合の結論として親委員会のほうに報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○田中NW事業監視課長　続きまして、議題2「ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価について」の資料の御説明をさせていただきたいと思っております。資料の4-1のほうを御覧いただけますでしょうか。「ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価について」でございます。

2ページ、3ページを御覧いただけますでしょうか。事後評価についてということです。

続きまして、4ページを御覧いただけますでしょうか。電力・ガス取引監視等委員会の11月8日開催の委員会におきまして、2020年度託送収支の事後評価を行うことが決定をされたところでございます。趣旨といたしましては、法令に基づく事後評価、ストック管理、フロー管理に関して事務局にて行った評価を御確認いただきたいということとでございます。また、後日ということとございますけれども、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価の結果、値下げ届出が行われた場合におけるその届出内容の確認等を行うこととするものでございます。

進め方ということとございますが、対象事業者としては全部で147社ということになっているところでございます。

次の5ページでございますが、事後評価の対象事業者ということとございますけれども、全部で147社ということになってございます。

続きまして6ページ、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）ということとでございます。

次の7ページを御覧いただけますでしょうか。本年度の法令に基づく事後評価でございますが、昨年度と同様、以下の進め方で実施をするということでございまして、各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令の発動基準となる一定水準額を超えている事業者を抽出するということで、こちらストック管理による評価ということでございます。また、各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる－5%を超えている事業者を抽出するということで、こちらフロー管理による評価ということになっております。

上記の事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか聴取をするということで、また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうか確認をするということでございまして、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告をするとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する当委員会の意見というのを回答する予定にしております。

次の8ページでございますけれども、昨年度の法令に基づく事後評価の結果ということにつきましては、8ページの下のおりという形になってございます。

続きまして、9ページを御覧いただけますでしょうか。参考資料といたしまして、ストック管理方式とフロー管理方式ということでそれぞれ載せております。ストック管理方式につきましては、超過利潤の累積額が一定水準額を超過しているかどうかということで、変更命令や発動基準に該当するかどうかということ判断しております。

また、9ページの下半分ということでございますが、こちらフロー管理方式ということで、まずSTEP1として想定単価と実績単価を比較いたしまして、それが－5%というのを超えているかどうかを確認すると。STEP2として、超えていた場合であっても、現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者の説明を求め、合理的な説明がある場合というのはその変更命令の対象外ということになりまして、STEP3というところで、対象となったところに関しては変更命令発動の対象となるということでございます。

続きまして、10ページを御覧いただけますでしょうか。各社の2020年度、今年の後評価におきまして、各社の超過利潤累積額について一定水準額と比較をした結果ということでございます。6社、うち1社については2地区ということでございますが、東海ガス、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力及び四国電力に関しては、超過利

潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過しているものとございます。

続きまして、11ページを御覧いただけますでしょうか。超過利潤累積額が一定水準額を超過した6社については、このまま翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長の変更命令の対象となり得るということとございまして、なお、これらの事業者については、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認しているところでございます。

続きまして、12ページを御覧いただけますでしょうか。こちらのほうはフロー管理による評価ということになってございます。各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率の結果に関しては以下のとおりということとございまして、7社、釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス、大分ガス及びJERAにおいて、乖離率が変更命令の発動基準となる－5%を超過しているものとございます。

なお、JERAに関しましては、昨年度の事後評価において乖離率が－5%を超過したことを踏まえ、2021年4月1日に料金改定済みのため、変更命令の対象からは除外されるということになってございます。

続きまして、13ページを御覧いただけますでしょうか。乖離率が－5%を超過した6社ということについては、このまま翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長の変更命令の対象となり得るということとございます。他方で、事業者から現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされております。

これを踏まえまして、乖離率が－5%を超過した事業者から、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか、または合理的な説明をするかの確認をしたところ、その結果は次のとおりということとございまして、14ページを御覧いただけますでしょうか。

以下の表のとおり、4社において、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定、2社において、合理的な説明を実施するというふうに回答があったものとございます。

なお、今回、合理的かどうかの確認を行う2社については、昨年度の事後評価においても乖離率が－5%を超過しまして、説明が合理的であることを確認して値下げを行わないこととしていたものとございます。

続きまして、15ページを御覧いただけますでしょうか。福山ガスについての会社概要及び乖離率の計算書ということに関しては、以下のとおりということになっております。

続きまして、16ページを御覧いただけますでしょうか。こちら福山ガス、合理的な理由の確認ということでございますけれども、福山ガスにおいては、昨年度の事後評価において以下の説明があったため、合理的であると評価をし、料金値下げを行わなくてよいこととしております。特定の大口需要家への一時的な著しい需要増が発生したことから、その特定大口需要家への供給については託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定したということで、その大口需要家の増量分を除いて乖離率を算定すると1.21%となり、現行の料金水準維持が妥当ということで、昨年の事後評価で評価をしているものでございます。

17ページでございますけれども、本年度の事後評価においても、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明というのを確認しております。昨年度も確認をした事項でございますけれども、乖離率の超過の要因ということにつきましては、2018年から2023年に係る特定の大口需要家A社への一時的な需要増が発生したことであるということで、この期間、設備の改修というのを行っておりまして、当該需要家が外部からガスを調達する必要があるという状況になっているということでございます。

こちらでございますけれども、昨年と同様に、今年の事後評価ということにおいても、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率というのを計算すると5.99%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考えられるというところでございます。

続きまして、18ページを御覧いただけますでしょうか。広島ガスの会社概要及び乖離率計算書ということについては、以下のとおりということとなっております。

続きまして、19ページを御覧いただけますでしょうか。広島ガスの合理的な理由の確認ということでございますけれども、19ページにございますとおり、広島ガスにおいては昨年度の事後評価におきましても以下の説明があったため、合理的であると評価をし、料金値下げを行わなくてよいこととしたものでございます。大口需要家の離脱が決定しており、2021年度から託送供給量の大幅な減少が見込まれると。2021年度単年度の乖離率を想定すると1.60%となり、その翌年度以降は乖離率が－5%を超える状況は解消される見込みのため、現行の水準維持が妥当ということで評価をし、合理的な説明であると評価をして、料金値下げは行わなくてよいこととしたものでございます。

続きまして、20ページを御覧いただけますでしょうか。広島ガスの説明について、以下の点について確認を行ってございます。当該大口需要家でございますけれども、工場休止を予定しており、2021年の9月末以降、使用量が漸減していくということでございまして、

当該大口需要家の2021年10月の実績需要量は、2021年上期の平均の実績需要量と比べて大幅に減少しているということから、2021年10月以降、実績需要量が実際に減少しているものでございます。

したがって、上記のとおり、今年度以降、需要量の大幅な減少が見込まれるということになっているところでございます。

続きまして、21ページを御覧いただけますでしょうか。本年度の事後評価ということで改めて確認をいたしているものでございますが、2021年度単年度の乖離率ということを直近の数字を基に改めて想定をしますと、 -2.0% ということになり、以降、乖離率が -5% を超える状況というのは解消されることから、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当というふうに考えられるのではないかとということでございます。

22ページを御覧いただけますでしょうか。法令に基づく事後評価取りまとめということで、前頁までの結果を踏まえまして、料金制度専門会合としては以下の内容で取りまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいかということでございます。

事後評価の対象事業者6社ということにつきましては、これらの超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過したと。また、2番目のポツの6社ということにつきましては、想定単価と実績単価の乖離率というのが変更命令の発動基準となる -5% を超過したと。これらの事業者についてでございますけれども、福山ガスと広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とするということでございまして、それ以外のこの2社を除く事業者については、託送供給約款料金の値下げ届出が期日までに行われない場合は、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行うというものでございます。

23ページ、今後のスケジュールということですが、24ページを御覧いただければと思います。今後のスケジュールということで、本日、法令に基づく事後評価というのを行ったわけですが、11月下旬、こちらの電力・ガス取引監視等委員会の本委員会のほうに報告をし、委員会のほうから法令に基づく意見回答というのを経済産業大臣のほうに行うという予定にしております。また、年明けでございますけれども、料金の値下げ届出内容の確認等、取りまとめということを行いたいというふうに思っているところでございます。

こちらガスの託送収支の事後評価についてということでございますけれども、続きまして、資料4-2を御覧いただけますでしょうか。

一般送配電事業者の電気のほうの託送収支の結果についてということでございます。電

気のほうにつきましては、基本的に4月－3月事業者ということになってございますので、詳細な分析につきましては年明けに行わせていただきたいというふうに考えておりますが、収支自体の結果についてはこのような形で出ておりますので、今回、これらのファクトに関して御報告ということで添付をさせていただいております。分析につきましては年明けに行わせていただきます。昨年もそのようにさせていただいておりますけど、昨年と同様に、詳細な分析については年明けに行わせていただきたいというふうに考えております。

また、参考資料の1ということで、こちらのほうはガス導管事業者の2020年度の託送収支の結果、全事業者の託送収支のストック管理、フロー管理の確認結果について、御参考までに資料としてつけさせていただいております。

以上、資料4－1、4－2に関する説明でございます。

山内座長のほう先ほどいらっしゃいましたので、以降の議事進行については山内座長のほうにお願いをしたいと思います。これまで、資料3の小売と託送のほうに関して事務局より御説明をしたところでございます。

○山内座長　　大変御迷惑かけました。

それでは、質疑に入りたいと思いますけれども、議題1については事後評価、これは皆様にお認めいただけるかどうかということになりますので、今、議事は議題1と2をまとめて説明していただきましたが、まず議題1の「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」、これについて御審議をいただきたいというふうに思います。これについて、御意見あるいは御質問がある方は、チャット欄に御発言を希望される旨を御記入いただきたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。特にいらっしゃいませんか。

それでは、本件につきましては特に異論はなかったということでございますので、事務局案のとおり、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することといたしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議題2です。「ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価について」、これについて御審議をお願いしたいと思います。同じく御質問あるいは御意見ある方は、チャット欄に御発言をお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、華表委員、御発言お願いいたします。

○華表委員　　華表です。取りまとめ、ありがとうございます。

結果として料金値下げを行わなくてよいという方向は理解しておりまして、それには賛

同するのですけれども、広島ガスの需要減少の状況については、多少説明が甘いのかなというふうには感じました。具体的には、20スライド目にあるように、ある大口需要家の実績需要量が減っているということであれば、それでいいのだと思っているのですけれども、そうであれば、当該大口需要家とそれ以外のそれぞれの需要の推移が2021年の4月から9月でどういう状況で、それが10月にどうだったから年度末にはこういう着地になるというところくらいについては、定量的に示す必要が本来あるのではないかなというふうには感じました。

取りまとめは取りまとめで進めていただければというふうには感じているのですけれども、別途の詳細確認結果を御共有いただくようなことはあってもいいのかなというふうに感じている次第です。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

そのほかに御質問、御意見ございますか。

事務局からのコメントは、まとめて一括して行いたいと思います。

ほかにいらっしゃいませんか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから。

○田中NW事業監視課長 事務局でございます。華表委員のほう、御指摘ありがとうございます。

広島ガスのほうの特定の需要家の実績ということにつきましては、4月から9月の実績需要量がどうなっているのか、また10月の実績はどうなっているのかということにつきましては、これは事務局のほうでは実は確認はしているところなのでございますけれども、ただ、特定の需要家というのが個社情報になってしまうものでございますので、広島ガスのほうから、ちょっと個社情報になっているので、さすがにちょっと月ごとの内訳のデータといったところに関しては、顧客との関係もございまして公表ということは避けていただけないかということで話を聞いておりまして、したがって、このような確認をしたという形のみでの記載にはさせていただいているのですけれども、内訳としては事務局のほうではしっかりと確認はさせていただいているというところでございます。

○華表委員 分かりました。そういうことであれば了承しました。

○山内座長 よろしゅうございますか。

事前説明のときに、私も同じような感想を持ちまして事務局と打ち合わせをしたところ

でございますが、このような事情でございますので御理解いただければというふうに思いますが。

○華表委員 承知しました。ありがとうございます。

○山内座長 よろしいでしょうか。

それでは、今のところを御理解いただいたということであれば、事務局の案について特に異論はなかったということでございますので、事務局案どおり、電力・ガス取引監視等委員会へ報告をしていただくということをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議題3に移ります。議題3「バランシンググループ内のインバランス料金の連帯債務について」、これについて資料5、この説明をお願いしたいと思います。

○田中NW事業監視課長 それでは、続きまして、資料5のほうを御覧いただけますでしょうか。バランシンググループ内のインバランス料金の連帯債務についてということになっております。

それでは、3ページのほうを御覧いただけますでしょうか。前回の料金制度専門会合におきまして、バランシンググループに所属する小売電気事業者がインバランス料金の連帯債務を負っていることに鑑み、以下の論点について御議論いただいたということで、①と②ということについて御議論をいただいたところでございます。

本日は、前回の専門会合における御議論を踏まえ、当該論点について取りまとめることとしたいというものでございます。

4ページ、5ページは前回もつけていた参考資料ということでございまして、6ページのほうは、前回御議論いただいた論点、検討内容ということになってございます。

続きまして、7ページのほうを御覧いただければと思います。前回の本専門会合におきまして、BGに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキーム（仮想BG）について「リスクマネジメントに関する指針」に明記をし、小売電気事業者に提示することが考えられるか御議論をいただいたところでございますが、この7ページの下半分にあるような形のとおり、小売電気事業者への情報提供に資するとの理由から、異論はなかったところでございます。他方、「リスクマネジメントに関する指針」への記載については、仮想BGを推奨するのではなく、あくまで選択肢の一つとして提示してほしい旨の御意見があったということでございます。

したがいまして、8ページを御覧いただければと思いますけれども、具体的には8ページの下赤字のような形で「リスクマネジメントに関する指針」に記載をするといったこととしてはどうかということで、8ページの下にイメージということで載せておりますけれども、B G内においてはインバランス料金の連帯債務リスクがあることを踏まえ、B Gに所属する以外に単独事業者として事業を行うほか、他の小売電気事業者に委託をするといった選択肢も説明することが望ましいということであったり、小売電気事業者のほうは、B G内のインバランス料金の連帯リスクに鑑み、B Gに所属する以外の選択肢もあるということをも前提として、リスクや事務コストを踏まえてB G所属について判断することが望ましいのではないかといった旨を記載してはどうかということでございます。

続きまして、9ページでございますけれども、また、「リスクマネジメントに関する指針」の事例集において、以下の内容を追記することとしてはどうかということでございまして、9ページの下赤字にあるような形の事例というのを追記することとしてはどうかということでございます。

続きまして、11ページでございますけれども、前回の本専門会合におきまして、B G内におけるインバランス料金の連帯債務を、一定の場合に分割債務とすることの可否について御議論をいただいたところでございます。

11ページの下のような形で御議論をいただいたところでございまして、親B Gの立場から分割債務を実現してほしいという御意見も、11ページの下のような形であったところではございますが、インバランス料金を分割債務とする合理的な算式がないことが現状ということであったり、各B G、通常時には利益を享受している一方で、一定の場合にだけ負担をさせないというのはルール性を見出せない等といったことを理由として、分割債務することに反対する御意見というのが大勢であったということであろうかと思えます。

したがいまして、12ページにございますように、これまでの議論を踏まえて、インバランス料金の連帯債務の見直しについては、12ページに記載のとおり理由から、現状の制度を維持することが適当ではないかということでございます。ただ、前述のとおり、今回インバランス料金の連帯債務の見直しは行わないものの、インバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、前記のとおり、親B G及び小売電気事業者の望ましい行為というのを「リスクマネジメントに関する指針」に明記をし、また、子B Gによるリスク管理に関して、B G内のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえた対応について、事例集に明記をすることとしたいというものでございます。

以上、事務局からの説明でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山内座長　　ありがとうございました。

インバランス料金問題ですね、B Gへの扱いですけど、「リスクマネジメントに関する指針」に一定程度付け加えるということと、連帯債務の見直しということをしてしないで一応今のままにすると、こういうことでございますが、これについて皆さんの御意見を伺いたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

リスクについては、付け加えることは十分適切かなというふうに私自身は思っておりまして、連帯債務については、なかなか損と得というのがどういうふうになるかということもありますので、今の現状でよろしいのかなと思いますけれども、いかがでございましょうか。どなたかいらっしゃいませんか。

それでは、本件については特に異論はなかったということでございますので、資料5を本会合の取りまとめとしたいというふうに思います。今後は、この取りまとめを電力・ガス取引監視等委員会に報告をして、経済産業大臣への建議などガイドラインの改定に向けた手続を進めていくことになると思います。これをお願いしたいと思います。事務局は、この方針で対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

議題3まで終了ということですが、今日の最大のテーマであります議題4「託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について」ということであります。

これについては資料6－1と6－2になります。それでは、よろしく願いいたします。

○田中NW事業監視課長　それでは、資料6－1に関して御覧いただけますでしょうか。

「料金制度専門会合中間取りまとめ」ということになってございます。前回は中間取りまとめの骨子ということで御確認をいただいたところでございますけれども、今回は、こちらの文章の入った取りまとめ案ということについて御確認をいただければということで考えております。なお、内容的には、前回、前々回にパワーポイントの資料のほうで御報告をさせていただいた内容というのをワードファイルの形式に直したものでございますので、個々の内容というよりは、どちらかというと全体構成などについて御確認をいただければというふうに考えているところではございます。

それでは、1ページがタイトルとなっております、2ページ目、3ページ目、こちら目次ということになっております。

続きまして、4ページ目を御覧いただければと思いますけれども、まず「はじめに」と

ということで、（１）新たな託送料金制度の導入の背景・趣旨ということについてでございますけれども、こちらにつきましては、必要な投資の確保、送配電網の強靱化とコスト効率化というのを両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図るということを目的として、レベニューキャップ制度というものを導入することとなっていたというものでございます。

続きまして、４ページの（２）につきましては、資源エネルギー庁からのタスクアウト事項ということにつきましてはこのようになっていたというところでございます。

続きまして、５ページの（３）でございますけれども、電力・ガス取引監視等委員会での議論経過ということにつきましては、昨年７月より料金制度専門会合を設置いたしまして、レベニューキャップ制度の大枠について議論というのを行いつつ、今年の１月からは料金制度ワーキングを設置いたしまして、さらに詳細かつ専門性の高い論点について御議論をいただいたというところでございます。その後、こちらの料金制度専門会合のほうにワーキングでの検討内容というのを御報告いたしまして、今回、１１月までにレベニューキャップ制度の詳細設計ということについて本取りまとめということにさせていただいているというものでございます。

５ページ、続きまして２．レベニューキャップ制度の概要ということですが、（１）にあるような形での大枠の制度ということになってございまして、また、５ページの（２）のような形での指針の位置づけということで、一送のほうは、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うことなどというものでございます。

続きまして、６ページ（３）規制期間についてということでございますが、こちらは５年とするということとしているものでございます。

続きまして、６ページの下３．目標設定ということでございますが、（１）①において、目標設定に当たっての基本的な考え方というのを記載させていただいております。

続きまして、７ページの②におきまして、下の表にもありますとおり、インセンティブの種類ということについては、翌規制期間の収入上限の引上げ、引下げ、レピュテーションインセンティブの付与という類型とするということとしていたものでございます。

続きまして、８ページ及び９ページということで、一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標とインセンティブということに関しては、このように御整理をいただいたところでございます。

続きまして、9ページの(2)ということでございますけれども、各項目についてはた
だいまの表で御覧いただいたところですが、目標項目のうち、収入上限の引上げ、引下げ
のインセンティブが設定された停電対応と新規再エネ電源の早期かつ着実な連系、需要家
の接続、計量、料金算定、通知等の確実な実施というこの4つの項目については、この目
標の算定方法や評価方法、インセンティブ水準といったことについて具体的な検討を行っ
て、以下のとおり整理を行ったものでございまして、9ページにございますとおり、まず
停電対応ということについては、第1規制期間については、停電時間の過去実績の把握が
可能な低圧需要家の停電量を目標の対象とするということとしていたものでございまして、
続きまして、10ページにありますように、事故停電のうち内生要因により発生した停電と
いうのを評価の対象とするということとしていたものでございます。

また、10ページにあるように、評価方法ということについては、インセンティブの付与
の評価ということに当たっては、一般送配電事業者間の横比較というものと事業者ごとの
経年変化、縦比較というのを組み合わせて評価を行うこととしていたものでございます。

10ページの下にあるように、以下同様に、新規再エネ電源の早期かつ着実な連系という
こと、あとは11ページの3番にあるように、需要家の接続に関してということ。

あとは、12ページに移っていただきますと、その4つ目として、計量、料金算定、通知
等の確実な実施ということについて、それぞれ記載のように目標設定と具体的な評価方法
をするということで整理をいただいた内容というのを記載しております。

また、インセンティブ水準ということについては、12ページ及び次の13ページの図の4
「インセンティブにおけるボーナス・ペナルティの水準一覧」ということにありますよう
に、このような形でボーナス・ペナルティの水準を設定するという事で御整理をいただ
いたところでございます。

13ページの②でございますけれども、レピテーションインセンティブのほうの設定と
評価というほうにつきましては、その達成状況については、②に記載のとおり事後的に評
価をするわけですが、その進捗状況を適切に把握する観点から、期中にも国において確認
を実施するという事としていたものでございまして、また、レピテーションインセン
ティブを付与する目標の中で、ステークホルダー協議ということを行うといていた項目
については、③のような形で行っていくこととしていたものでございます。

続きまして、14ページに移っていただきますと、(3)第2規制期間に向けて検討を深
めるべき事項ということで、前回、更新期について御議論いただいた際にも、第1規制期

間についてはこのようにしていくけれども、第2規制期間に向けてはこうしていくんだというところというのをちゃんとまとめて分かりやすく整理をしてほしいといった御意見もございましたので、こちらのところでまとめて整理をしているものでございます。

14ページの(3)でございますけれども、停電量の推計に当たりましては、現在の各一般送配電事業者の停電量の把握状況を踏まえ、低圧(電力)需要家における停電量というのを第1規制期間の目標の対象としたということでございますが、ただし、レベニューキャップ制度において各社の停電対応というのを正確に把握する上では、全ての需要家における停電量というのを把握することが重要であると。このため、第2規制期間より特別高圧需要家、高圧需要家における停電量も目標の対象とする方向で、2023年度より各需要家1件当たりの停電時間等について実績採録を開始することとするというふうになっているものでございます。

続きまして、次の15ページ4. 収入上限の算定方法ということでございますが、収入上限の算定の全体像及び方針ということにつきましては、15ページの(1)の記載のとおりということでございまして、CAPEX(新規投資・更新投資)などとOPEX(人件費・委託費等)に区分をしまして、さらに③その他費用としても別途区分をした上で、査定方法というのを検討することとしたものでございます。

15ページの下(2)でございますが、各費用区分の査定方法についてということで、OPEX査定ということにつきましては、効率的な事業者における実績値等を用いた統計的な査定と、将来の効率化を促す効率化係数を組合せて行うということとしたものでございまして、16ページの図のような形で組合せて行うということにしていたものでございます。

OPEX統計査定の具体的な方法ということにつきましては、17ページ以下のところで記載をしております。順に申し上げますと、まず17ページのAということで、OPEX統計査定の統計手法ということにつきましては、重回帰分析を統計手法として採用すると。Bでございますけれども、推計式の設定に当たっては、過去5年間の費用、実績というのをを用いるということ。Cでございますけれども、第1規制期間については、OPEX総額に対して推計式を設定した上で、OPEX総額の推計費用を算出するということ。Dでございますが、推計式に用いる説明変数ということにつきましては、18ページに移っていただきますと、①の需要要因(最大負荷)、②の地理的要因、可住地面積、③の経済水準(各都道府県の人事委員会が公表している民間給与)というのをそれぞれ設定するという

ことと御整理をいただいたものでございます。

また、18ページの真ん中、トップランナー的補正の設定ということについては、重回帰分析によって算出した各社の年度ごとの推計費用と実績費用というのを比較して、効率性スコアというのを算出・設定いたしまして、18ページの下のBにあるとおり、トップランナー的補正における効率性スコアの水準ということにつきましては、期初上位5位、期末上位3位ということを基本といたしまして、なお激変緩和の観点からは、トップランナー的補正を行った推計費用に対して各事業者の過去実績を50%反映するという事で御整理をいただいたものでございまして、これらの全体像ということにつきましては、19ページの上の参考の図のとおりということになってございます。

続きまして、19ページの真ん中、CAPEX査定ということでございます。CAPEX査定につきましては、19ページの図のとおり、設備投資額というのを投資量と投資単価に分類して行うということにしまして、投資量については必要な投資が確保されているかということを確認いたしまして、単価については、コスト効率化の観点から単価の確認や事業者間比較などの算定査定を行うということとしていたものでございます。

続きまして、20ページでございますが、CAPEX査定における減価償却の方法についてということで真ん中に記載をしておりますけれども、原則として定額法というのを採用することと整理をしたものでございますが、事業運営に影響が及ぶといった合理的な説明がなされた場合には、定率法による減価償却額というのを収入上限に算入することも認めるとされたものでございます。

20ページ、下の2番「投資量」の確認方法でございますが、投資量の確認、連系線・基幹系統については、マスタープランや広域系統整備計画の内容を適切に反映したものとなっているか確認することとしているものでございます。

また、21ページでございますけれども、ローカル系統（拡充投資）については、工事件名が特定できるものは工事件名ごとに、工事件名が特定困難な場合は設備ごとに分類して、妥当な投資量になっているかを確認することとしていたものでございます。

また、配電系統（拡充投資）ということにつきましては、需要・電源対応を目的とする拡充投資量については、配電設備形成ルールや過去実績、将来の需要等に基づいて確認をするということで、無電柱化対応につきましては、無電柱化推進計画に基づいて妥当性を確認することにしていたものでございます。

また、ローカル系統・配電系統の更新投資ということにつきましては、アセットマネジ

メントガイドラインにおけるリスク量算定対象設備につきましては、各設備のリスク量の合計値が現状の水準を維持できるよう投資量を確認するということで、リスク量算定対象外の設備の投資量については、設備ごとにそれぞれ過去実績等に照らして確認をするということと御整理をいただいたものでございます。

21ページの下にあるように、投資単価のほうの査定方法ということにつきましては、連系線・基幹系統につきましては22ページに移っていただきますと、個別の工事件名ごとに検証を行うということでございます。

ローカル系統の主要設備ということにつきましては、22ページのA、Bに記載のとおり、まず重回帰分析を用いた推計費用の統計的な算出を行うということをいたしまして、ただ他方、Bにございますように、重回帰分析の結果、決定係数が低い費用ということについては、中央値を用いての一般送配電事業者間の比較査定をするということで整理をしたものでございます。

23ページに移っていただきますと、ただ他方、単価が高額となる案件ということにつきましては、統計的に対象案件を抽出しまして個別査定を実施するというので整理をいたしましたものでございます。

23ページの下にあるように、配電系統ということにつきましても、ローカル系統（主要設備）と同様に、統計手法として重回帰分析ということで行うとともに、次の24ページのBのように、重回帰分析の結果、決定係数が低い投資費用については、中央値を用いた比較査定方式を採用するということにしていたものでございます。

なお、無電柱化対応については、中央値を用いたトップランナー査定を基本としつつも、必要に応じて期初の個別説明による調整や、実態を踏まえての事後的な調整を実施することが妥当というふうに整理をしていたものでございます。

24ページの下の方の3分の1ぐらいのトップランナー的補正の設定ということについては、CAPEX査定のトップランナー的補正における効率性スコアの水準ということにつきましては、OPEX査定で期末に目指す水準ということと平仄を合わせて、上位3位とすることとともに、推計費用に対して各事業者の過去実績というのを70%反映するというので整理をしたものでございます。

また、その他送配電設備（リスク量算定対象外設備）ということにつきましては、25ページのように、主要設備のトップランナー査定ということに、過去実績を反映した各社の査定率というのをその他設備費用に対しても適用するというので整理を行ったものでござ

ざいます。

25ページ、その他投資の査定方法ということで、CAPEXのうち、通信設備工事や系統・給電設備工事、送配電設備以外の設備投資その他ということについては個別ヒアリングを実施し、妥当性を確認することとしてはどうかということでございます。

CAPEX査定の全体方針ということについては、26ページの上のような図ということでございます。

26ページ③、OPEX、CAPEX以外のその他の費用の査定ということについては、以下のとおり整理を行ったものでございます。修繕費ということについては、様々な分類ということが可能なのでございますが、27ページの上の図のように、修繕費の査定方針についてはこのような形で各費目に分類をして、それぞれの方法でやることとしてはどうかとしていたものでございます。

以下、27ページで賃借料、固定資産除却費、託送料、次、28ページに移っていただきまして、離島ユニバーサル費用、その他費用、収益、次世代投資査定ということでございますが、これらについては、基本的には個別ヒアリングで妥当性というのを確認することとしてはどうかということと御整理をいただいたものでございます。

28ページ下、制御不能費用についてということで、①で制御不能費用の基本的な考え方、一送の裁量によらない外生的な費用や効率化が困難な費用については、制御不能費用と定義した上で、事後的に調整するといったことで記載をさせていただいております。

また、②ということで、29ページの表5のような形で、制御不能費用の対象費用に関しては、この一覧のものとするということで整理をしたものでございます。

30ページの③でございますけれども、制御不能費用の具体的な調整方法ということにつきましては、制御不能費用の調整ということは原則として翌期に行うこととするということでございますけれども、規制期間中の累積変動額が収入上限の5%に達した場合や、外生性の強い費用変動ということについては、その変動分を期中に調整するということで整理をしたものでございます。

また、30ページの(4)ということで、制御不能費用ということには分類はしないのですが、準制御不能費用的なものとして、事後的に実績費用の確認検証を行った上で必要な調整を行う費用ということで、表6のような形で整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、31ページ(5)事業報酬についてということでございます。(5)の事業

報酬ということにつきましては、まず、①の自己資本報酬率と他人資本報酬率の算定方法ということにつきましては、以下の記載のとおり、最新の数値や分社化の状況というのも踏まえた諸元に更新をすることとしたものでございます。

また、31ページの②事業報酬率の算定における自己資本比率ということについては、31ページと32ページに記載のような形での御議論というのをいただいたわけですが、当面、現時点で適正な自己資本比率というのは判断することが困難であるということも踏まえ、第1指定期間については暫定的に自己資本比率30%を維持することが妥当ということで御整理をいただいたものでございます。

32ページ③レートベースの対象資産ということについては、現行制度と同様にすることによって御整理いただいたものでございまして、④に関しては、追加事業報酬について記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、33ページでございますけれども、33ページの上の図におきまして、収入上限の算定方法の全体方針ということと、CAPEXについては、さらに内訳としての全体方針ということで改めて整理をさせていただいているところでございます。

33ページの下（6）効率化係数の設定についてということでございますけれども、こちらのほうにつきましては34ページのような形で御議論をいただきまして、約2.5%・5年、年率0.5%ということを経済効率係数として設定することと整理をいただいたものでございます。

続きまして、34ページでございますが、（7）投資量、費用変動の調整についてということで、期初に計画した投資量が増減した場合の扱いということについては、34ページ①のようなことで記載をさせていただいておりまして、また、期初に予測できない費用変動の扱いということについては、35ページにおいて、②のような形で整理をさせていただいているところでございます。

35ページの（8）各費用算定における課題及び第2規制期間に向けて検討を深めるべき事項についてということで、こちらは各費用算定のほう、各項目のほうで御議論、整理をさせていただいたところでございますが、35ページの（8）のところ、各費用算定における第2規制期間に向けて検討を深める事項について、まとめて記載をしているものでございます。

まず、（8）の①OPEX査定についてということでございますけれども、今後、事業者によって機能別の計上が異なる費用というのを特定いたしまして、全事業者で各企業の

計上方法は統一されるよう検討を進めることで、第2規制期間に向けては、機能別の費用を用いた横比較を行う等、さらに精緻な統計査定のプロセスを導入することを目指すこととしてはどうかということでございます。

また、②のCAPEX査定ということについては、今回、重回帰分析ということを行ったわけですが、一部の設備については、様々な説明変数を用いた重回帰分析で高い決定係数は得られなかったというところがございます。36ページに移っていただきますと、これを踏まえ、第2規制期間に向けては重回帰分析を用いたトップランナー査定が可能となるよう、詳細な事例や要因等の分析を通じて、可能な限りデータの蓄積やそれらを用いた詳細な分析を進めることが必要と整理されたものでございます。

また、36ページの上の③適切な自己資本比率の設定についてでございますけれども、第1規制期間については現行の30%を維持ということにしたわけですが、第2規制期間の事業報酬率算定において採用する自己資本比率につきましては、第1規制期間における自己資本比率の推移や各社の分社化後における財務方針等もよく確認した上で適切な自己資本比率の設定を行うこととして、その設定方法についても抜本的な見直しを実施するというものとしたものでございます。

36ページの5. 事業計画でございますが、こちらの(1)におきまして、事業計画の位置づけというのを記載しているとともに、(2)で事業計画の全体構成ということについて改めて記載をしております。

また、37ページの(3)で、収入上限の算定を行うに当たり事業計画において提出を求める事項というのを以下記載しておりまして、こちらのパワーポイントの資料においても列記しておりましたが、こちらの取りまとめにおきましても、37ページ、38ページ、39ページ、40ページまでにおきまして、それぞれの項目において提出を求める情報資料ということで改めて列記をさせていただいております。

続きまして、41ページの6. 実績収入と収入上限の乖離の調整ということでございますが、(1)にございますとおり、実績収入と収入上限の乖離ということについては、原則として翌規制期間において全額調整するということなわけですが、収入上限を超えない範囲での期中の料金変更を行うことも認めるというふうに整理をしたものでございます。

また、41ページの(3)にあるとおり、規制期間中に料金下げを求める基準ということについて、需要が増加した場合には、一送にとっては期中に料金を下げるインセンティブがないため、毎年度の想定収入と実績収入の乖離額を確認することとし、累積乖離額が収

入上限の5%を上回った場合には、料金水準の妥当性検証を行い、料金改定が必要と判断された場合には、託送料金を下げ、収入変動額を全額調整することと整理がされたものがございます。

続きまして、42ページ7.利益（損失）の扱いということでございます。7.に記載のとおり、実績費用が期初に見積もった費用を下回った場合、上回った場合ということについては、一般送配電事業者の利益（損失）とすることというふうに整理をしたところでございますけれども、規制期間中は全額留保し、翌規制期間には一般送配電事業者が半額を持ち越し、系統利用者に半額を還元するということで御整理をいただいたところかと思えます。

8.託送料金の算定に係るルールということでございますが、託送料金の算定ということについては、8.（1）の前段にありますとおり、5年一律の託送料金とすることを基本とするわけですが、合理的な説明があった場合は、年度ごとに異なる託送料金を設定することを個別に認めることもあり得るということで整理をしていたところでございます。

また、託送料金の算定（費用配賦・レートメイク）ということにつきましては、第1規制期間に向けては収入上限の設定及び発電側課金の導入に係る制度整備を行うこととし、需要側託送料金の算定については現行ルールを適用することとする。今後第2規制期間に向けては、託送料金の算定における必要な見直しの議論というのを進めていくこととしたものでございます。

9.その他ということで、（1）に関しては調整の具体的な方法ということで、規制期間の5年間を通じた取組費用変動を評価する観点から、第2規制期間の初年度に評価を行いまして、2年目以降の収入上限に反映する方法というのを採用することと整理したものでございます。

また、43ページ（2）につきましては廃炉等の負担金の扱い、（3）については配電事業者参入に伴う対応ということで、44ページ（4）については指定区域供給制度に伴う対応ということについて、それぞれ御整理いただいた内容というのを記載しているところでございます。

45ページにつきましては、「おわりに」ということで記載をさせていただいているものでございます。

46ページ、47ページは、料金制度専門会合の委員の皆様方の名簿ということを改めて記載をさせていただいております。48ページに関しては、ワーキングでの委員の名簿ということに記載しております。

最後49ページ、開催実績ということにつきましては、料金制度専門会合（レベニューキャップ制度に関する議論を実施した回）ということに記載させていただいておりまして、また、料金制度ワーキングの開催実績ということも記載をさせていただいております。

こちらのほうが資料6－1ということで、中間取りまとめということでワードの資料にしているところでございますが、資料6－2ということで、託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間取りまとめ詳細参考資料ということにしております。こちらのほうのパワーポイントの資料に関しましては、これまで料金制度専門会合のほうで御議論いただいた内容や、あと前回、前々回でワーキングにおける検討内容というのを御報告したわけですが、これらの検討におきまして御報告もしくはまとめさせていただいた内容というのを改めて詳細、参考資料という形でこのようにまとめさせていただきまして、先ほどのワードの中間取りまとめというものに添付をする形とさせていただきたいというふうに考えております。資料自体のほうはかなり大部なものになりますので、こちらの資料の説明に関しては割愛をさせていただければというふうに思っております。

以上、資料6－1及び6－2に関する事務局からの御説明でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。

託送料金制度にレベニューキャップを導入するということで、1年以上にわたっていろいろ議論をしてきたわけでございますが、今回こういう形で、文章の形でまとめるということで、改めてワーキンググループの皆さん、事務局の皆さんの御努力に感謝申し上げたいというふうに思います。

ちょっと個人的なことと言わせていただくと、日本の料金規制で明確な形でインセンティブ規制を入れているというのは余りないのですが、1つだけ電気通信の基礎的電気通信役務というのがあるのですが、あれがプライスカップを入れているんですね。ただ、あれは固定電話が中心ですので、ほとんど余り意味がないような規制になっているのですが、その意味では実効的な料金規制でインセンティブ規制を入れているというのは、恐らくこれが最大初めてというふうに思います。

それから、レベニューキャップって、レベニューキャップ自体がインセンティブ規制で、最後の42ページのところで利益の配分という話があって、これ自体がインセンティブなんだけれども、それだけではなくて、各政策目的に合わせていろいろなインセンティブの項目をつけて、そういう形で事業者の方をお願いするという意味でのインセンティブがある

ということ。

それからもう一つは、コストの面で言うと、基本的にはヤードスティック規制になっているわけですね。横査定みたいな形になっていて、これは総括原価の時代からもやっていましたけれども、今回のレベニューキャップというのは、そういう意味でインセンティブが物すごく多重にというか、全体にかかり、個別にかかり、政策目的でかかりと、こういう形になっている点、非常に特徴的だというふうに思います。その意味では、かなり複雑なものとも言えなくもないのだけれども、電気料金自体の規制ってもともと非常に複雑なものであったのだけれども、総括原価主義からこういったインセンティブ規制に移るといって非常に大きな転換期でございます。そのまとめが今日、ここへ出てきたということでございます。

皆さんの御意見、御質問を受けたいと思います。それでは、御希望の方、チャット欄に御記入を願えればと思いますが、いかがでございましょうか。特に御発言ございませんでしょうか。

松村委員、御発言御希望ということで、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。ずっと議論してきたことを適切に取りまとめでいただき、ありがとうございました。2点、今後のためにコメントさせていただきます。

まず、この資料でも正しく整理していただいた通り、自己資本比率、負債比率に関して、今回は今までどおり自己資本比率30%とみなすけれども、第2規制期間に向けて整理する。実態も見る。このような整理では、整理の仕方を間違えると、潜在的には変なインセンティブを与える可能性があります。自己資本比率、負債比率を操作して、次の規制期間で有利にしようとするのが原理的にはあり得る。

親会社あるいは兄弟会社である発電会社あるいは小売会社との間で負債と資本を付け替えて、規制料金の体系に入っている送配電部門の自己資本比率を上げるだとか。今ついている負債を移す、あるいは会計上の操作をすとかという露骨なことをすればすぐ分かるので、もちろん絶対それはしないと思うのですが、これから償還されるもの、つまりフローのベースで出てくるものを上手に操作して実質的に付け替えることなら、原理的にはあり得る。

このような整理をした以上、そのようなことがないかを第2規制期間に向けてよく見なければいけない。不自然な付け替え、発電部門、小売部門はこれだけリスクが大きいのだということをさんざん言っていたわけなので、そちらの自己資本比率を下げた送配電部門

のほうを上げることはほぼあり得ないと思う。そのような変なことが起こっていないかも知念のために注視する必要性を生んだ整理だということを、私たちは認識しなければいけないし、第2規制期間に向けてそのようなことがないことを確認しなければならぬし、事業者の方も、もちろんそのようなことをする気は全くなかったとは思いますが、そのような疑いを招かないように、ぜひ誠実な行動をしていただければと思います。

次に、これも今回のことと直接関係ないのですが、レートメイクに関して、前回自分が間違った発言をしたのではないかと心配しています。レートメイクの改革は先送りにした。特高、高圧、低圧の費用配賦に関してはまだ大きな問題が残っているという点を指摘しました。その際それよりもはるかに大きな問題も残っているとして、従量料金と固定料金の問題に関しても念頭に置きながら発言した。しかしよくよく考えてみれば、従量料金と固定料金の配賦に関しては明確なルールが定められているというよりも、かなりの程度、申請者、送配電部門の裁量の余地がある。

したがって、今回のような整理をしたとしても、例えば、従量料金の割合を少し下げてその分基本料金を上げるような申請が可能である、ということをきちんと認識していれば、発言は少し変えるべきだったと反省しています。

実際、ガスの託送料金申請時にも、各社各様で固定料金と従量料金の割合を出してきました。そのときに、従来の考え方を変えないで出してきた会社もあり、従来の考え方を変えて、基本料金の部分を大幅に下げて従量料金の部分を上げる申請を出してきた事業者もありました。この委員会では非常に激しい議論になった。本当にそれが妥当なのかどうかを議論した。従来どおりの考え方で出してきたところについてはそのままその考えを認め、変えたところは長い議論の結果変更を求めた。この点がミスリーディングな情報になっていないかを若干懸念しています。

あのときに激しい議論になったのは、従来、業界はむしろ基本料金を上げる、従量料金を下げるという方向のリバランスが必要だとずっと主張していたのにもかかわらず、むしろ基本料金のほうを下げる、基本料金への配賦を下げる申請を出してきたので、その合理性を巡ってもめたということなのだろうと思います。

一方で、電力業界の長年の議論からしても、基本料金が低過ぎるのではないかという問題意識がずっとあったのは、ガスと共通だと思います。そのときに、従来どおりの発想で料金をつくってくる申請もあり得ると思いますが、従量料金を少し下げて基本料金を上げる申請もあり得るかと思います。そのときに、ガスのときには従来と考え方を変えた申請

をインテンシブに審議したのだけれど、変えなかったところはスルーだったという情報だけから、変えてはいけないのかという印象を与えたとすれば、それは私を含め多くの委員にとって本意ではないと思います。

これは岩船委員も御指摘になったのですが、例えば、春秋の再エネの出力抑制が起こりやすいときの従量料金を下げて、基本料金をその分若干上げる申請が出てくる、あるいは従量料金全体を若干下げて、基本料金を上げるという申請が出てきたとしても、それは頭から否定されるべきものではない。むしろ前向きで合理的な提案と評価すべきと私は思っています。もちろん申請が出てきた後の議論で、評価すべきというのはあくまで私自身の考えにすぎませんが、ルール上は会社側に一定の裁量の余地がある点は明確にしておかなければいけない。従来の考え方をそのまま横置きにしなければいけないということではない、合理的なやり方であれば、従来と異なるものだったとしても頭から否定されるものではないことを、改めて明らかにする必要があると思ったので発言いたしました。今発言した私のルールに対する認識が間違っているのであれば、事務局のほうで御訂正をお願いいたします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

事務局のほうから、さっきと同じ順番、最後まとめてコメントでお願いしたいと思います。

次の発言者は河野オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○河野オブザーバー 発言機会をいただきましてありがとうございます。私からは、消費者でございますので、まずは制度の取りまとめに関して、関係者の皆様の御尽力に感謝を申し上げたいと思います。

その上で2点お願いがございます。1点目は、導入の背景・趣旨について、強靱かつ持続可能な電力供給体制の確立のために必要な投資とコスト効率化の両立という観点から、今回、送配電事業の全体をデザインし直して、新しいビジネスの構築という視点も入れた形での組み替えがなされていて、かなり複雑かつ精緻な事業計画策定が求められていると理解しました。

そこで、私たち一般消費者目線からのお願いなのですが、制度変更に伴いビジネスの査定、スキームが変わることが、最初に目的に書かかれていますとおり、電力の供給体制をどう強靱化し、どの部分が持続可能性に寄与しているのか。今後、こういった制度

変更に関して公表、周知する機会があると思いますけれども、ぜひ少しブレイクダウンした形で、理解しやすい周知・広報に力を入れていただきたいというのが1点目のお願いです。

2つ目は、インセンティブに関してです。ボーナス、ペナルティとして数値を明示しての評価については、事業者の皆さんの計画立案においても当局の査定においても取り組みやすく、私たち国民にも、十分とは言えないまでも理解しやすいというふうに思います。一方、多くの項目に設けられているレピテーションインセンティブとその効果については、測定方法やその波及効果の確認についても、今回の制度デザインで意図した方向にちゃんと行っているのかどうか。私のような素人は、大変不安を覚えています。例えば顧客満足の方策として推奨されているステークホルダー協議なども、実施されるとは思いますが、中身についてはまだ不確実でしかないというふうに考えます。

そこで、今回の制度変更が事業者の皆さんに求めている企業努力というのを見える化することにも工夫が必要ではないかというふうに考えておりまして、送配電事業者の皆様には、新しい制度に順応してしっかりとビジネス計画を立てていただくのはもちろんなのですが、この制度変更が目的として定めているもの、社会全体の便益を上げるというところをしっかりと押さえていただいて説明責任を果たすように、特にレピテーションインセンティブの公表に関しましては、それなりの工夫をして私たちに分かりやすくメッセージを届けていただければというふうに思いました。

大変な改定になると思いますけれども、皆様の御尽力にさらに期待したいと思います。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございます。

川合委員からチャットで、従量料金と基本料金に関する松村委員の御指摘については賛同いたしますということですが、何か御発言ございますか。

○川合委員 特にございません。そこに書いたとおりです。

○山内座長 ありがとうございました。

次は村上委員ですね、村上委員、どうぞ御発言ください。

○村上委員 どうもありがとうございます。今、河野さんがおっしゃられたこととかなり重なるところがあるのですが、1点質問と、それに関する提案をさせていただければと思います。

最初に、本当に大変な取りまとめをありがとうございました。河野さんも指摘されたと

ころなのですけれども、13から14ページのステークホルダー協議を設定いただいたことについて、関係者から暮らしやビジネスのインフラを支える一般送配電の在り方に意見を届けるルートというのをルール化していただいたというところに、私は意義があるのではないかと考えております。

その上で、ステークホルダーとの具体的な協議の方法について、ここには、各一般送配電事業者が従来より実施しているステークホルダーとの意見交換会を通じて得られた意見を踏まえて適切な目標設定をするということと、その目標を公表して、意見募集を行った上で目標を確定させるようになっており、2段階になっているのですけれども、「従来より」というところだけだと、より広い関係者もしくは関心層の意見が届きにくいのではないかとということで、2段目の意見募集というのがとても重要になってくると思っております。

質問は、この目標案の公表の方法について、どのような形を検討されているのかということです。と申しますのも、ウェブサイトへの公表だけだと、公表されているという情報自身が関心層に届かない可能性があると思っています。できれば関心層にプッシュ情報としてメールで御案内が届くようにしてもらえるとよいのではないかと、とりわけ消費者団体や環境NGOなどはこれまで余り接点がなかったと思われますので、例えば消費者団体であれば都道府県の消費者センター、環境NGOであれば地球温暖化防止活動推進センターや環境パートナーシップオフィスといった環境省所管の情報センターなどに発信をしていただくことで、その情報がより広い関心層に届くのではないかと考えております。ただ、どこまでこの取りまとめ案に盛り込むのか盛り込まないのか、そこら辺のことはちょっとよく分からないのですけれども、意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに発言御希望の方いらっしゃいますか。どなたかいらっしゃいませんか。

白銀オブザーバー、御発言御希望ということで、どうぞ御発言ください。

○白銀オブザーバー 関西送配電の白銀でございます。昨年の7月から本会合、そして料金制度のワーキングも含め、多くの論点を整理いただき、委員の皆様、そして事務局の皆様にご感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

報告書に記載のとおり、この制度の趣旨であるコスト効率化と必要な投資の確保、この両立が可能な制度設計になったと受け止めております。事業者としては、しっかりとこの制度の趣旨を踏まえ、来年度の申請に向けて事業計画の策定等の申請準備を進めてまいり

たいと思います。

また、第2規制期間に向けては、重回帰分析による統計査定がしっかりできるように、そして停電量の把握など、データ採録の整理といった課題について、早期に事務局と連携しながら取組を進めてまいりたいと思います。

今後、申請準備を進めていく中で、今回取りまとめていただいた内容から、具体的な項目についていろいろと調整すべき点も出てくる可能性もありますが、その際には事務局と連携させていただき、しっかりと申請に向けて対応させていただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。

次は圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員 圓尾です。

私も5年後に向けて二、三点申し上げたいのですが、まずは自己資本比率に関してです。32ページにも書いてあるとおり、今回は分社化後間もないことや、送配電事業に資金使途を限定した調達が行われていない現状を踏まえてこのような整理になったわけですが、5年後となれば当然分社化後間もないとはとても言えません。これはルールをつくる側にも言えることですし、もちろん事業者側も、送配電事業に関してどういう財務バランスが適切なのかを経営として判断し、それを実現するための十分な時間があるということです。ですから、足元で言えば13%である実績をベースに議論するのが5年後は基本になると思っています。

そのときに、さっき松村先生もおっしゃったような懸念があるとは思いますが、その懸念が、悪い意味で実現するリスクは比較的小さいかな、と私が期待しているのは、5年後は一般担保付社債の発行ができない状態になっているためです。今は、ある意味一般担保が守ってくれるという神話のような状態がまだ続いていると私は現状認識しています。比較的风险の増大が見えてきた発電部門や小売部門などをまとめても、割と低利で資金調達ができる状態にまだ電気事業全般があるのです。けれども、一般担保付社債が出せない状況になると、投資家は電気事業のそれぞれの部門について、リスクとリターンが適切なのかを今以上に突っ込んで考えることになります。それに対して適切な説明を事業者がやらざるを得ない状況に入ってくると思います。それが今年、来年起きることなのか、一般担保付社債が本当に出せなくなるタイミングで起きるのかは、全く分からないの

ですけれども、少なくともこの5年間はその過渡期にあると思います。ので、5年後に考えるときは、過去何年平均とかという安直なことではなくて、投資家行動の変化をつぶさに見て、細かい分析をやっていくことが大事だと思います。

細かいことを言えば、送配電事業に資金使途を限定した調達が行われたとしても、それが適切な報酬率を計算するときの金利と考えていいかという問題も実はあると思います。つまり格付などでは、親会社がその子会社よりもリスクが高い場合、例えば今の電力会社のネットワーク部門が100%子会社になっているような状況ですけれども、こういったときに、子会社の事業リスクは小さいのだけれども、親会社の大きな事業リスクに格付が引っ張られることもありますし、格付に資金調達コストが必ずしもリンクするわけでもないので、非常に詳細に5年後は分析する必要が出てくるだろうと思います。

それから大きな話で言えば、今回、山内委員長からもお話あったとおり、非常に多層構造のインセンティブを導入する形になりました。ボーナスにせよペナルティにせよ、インセンティブを導入することによって事業者に効率化を促していくことが目的だと思います。今回、これが適正だと思って決めましたけれども、5年後は、本当に効率化を促すような中身になったかどうかをちゃんと精査して、思ったとおりにならなかったと思えば、躊躇せずに見直していただきたいと思います。

何でこういう効率化を促す規制をやっているかという、世界と比べたときに、日本のエネルギーコストが劣後することがないように産業界を支えなきゃいけないですし、国民全体の生活もエネルギーコストを安くするという意味で支えていかなきゃいけない、というのが根底にあると思いますので、今回はこの中に余り書き込まれなかったですけれども、事務局の役割としては、向こう5年の間に世界のエネルギーコストとの格差がどうなっているのか、電気料金がどう動いていっているのか、託送料金がどう動いていっているのかという、世界と比較した水準感をきっちとデータに蓄積し分析し続けることが大事だと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょう、御発言御希望いらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

それでは、今幾つか御意見と御質問もございましたので、事務局のほうからコメント及び御回答をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○田中NW事業監視課長 事務局でございます。御発言、御議論ありがとうございます。

た。

まず、幾つかコメントいただいておりますが、自己資本比率のところにつきましては、ただいまいただきました御指摘、御意見も踏まえまして、しっかりと事務局としても、第1規制期間の最中の動向、第2規制期間に向けた検討というのをしっかりと行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、幾つか確認と御質問いただいていた事項に関してでございますけれども、まず松村委員のほうから、確認ということでお話のありました従量料金と固定料金の比率ということにつきましては、基本的に御指摘いただいたとおりのように思っております、ガスのときにもありましたように、電気でも基本的には事業者のほうである程度の裁量というのは当然あるところでございます、ただそれを、実際にその申請というのを、さらに監視委なりのところで審議、議論、審査をするといったことになる話であろうというふうに思っております。

また、村上委員のほうから御質問がありましたステークホルダー協議のところに関してでございますけれども、より詳しくはパワーポイントの資料のほうの100ページを御覧いただければというふうに考えておりますが、ステークホルダーとの協議については以下の方法で実施をするということで、こちらのほうに記載をしておりますとおり、設定した目標というのを各社のホームページ等で公表し、広く意見を募集するということで記載をしておりますとおり、具体的にこのホームページ、さらにはそれ以外のところも含めてどのように効果的にやっていくのかということについては、各一般送配電事業者のほうで実際に実施していく中で実効的な方法というのを実施するということであろうかと考えております。

いずれにしても、今回御議論いただきまして、このような形で取りまとめというふうにさせていただいたことに、事務局としても感謝をしているところでございます。

なお、こちら、ある意味今回、ゴールでありスタートであるというふうに思っております、このように取りまとめさせていただいた方針に従って、来年以降、具体的に第1規制期間に向けた申請というのが各一般電気事業者のほうからなされ、それを恐らくまたこの料金制度専門会合のほうで再び審査、御議論いただくということが来年以降予定をされているということでございます。今スケジュールとして映し出させていただいているとおり、来年、実際に申請審査というプロセス、それを経て、再来年にレベニューキャップの施行ということになっておりますので、引き続き御議論、御指導のほどよろしくお願いし

たいというふうに事務局としても思っているところでございます。

○山内座長 ありがとうございました。

九州電力の佐藤オブザーバーからコメント、御発言ですね。どうぞ。

○松本オブザーバー（佐藤代理） 最後に一言だけ発言させていただきます。松本の代理で今日出席させていただきます、九州電力の佐藤でございます。発言の機会をいただきありがとうございます。

今回、このようにレベニューキャップ制度について、料金制度専門会合の中間取りまとめが提示されてございますけれども、発電・小売事業者としても、新たな制度の下で必要な投資の確保とコスト効率化、この両立がなされていくことを期待しております。

なお、レベニューキャップ制度は、これまでの託送料金制度と発想を大きく変えていく初めての取組でございますので、前々回、松本のほうからもコメントがあったかと思いますが、けれども、例えば安定供給やサービスレベルにネガティブな影響が出るといった、うまくいかないような事象が発生した場合には、適切なタイミングで見直しを行うなど、電気事業全体にとってよりよい運用がなされるように期待をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。

ほか、よろしいですか。どうもありがとうございました。

貴重な御意見をいただきまして、特に多くは、これからこれをどういうふうにつくり上げていくかというところに関わるものかというふうに思っておりまして、内容については、皆さん御同意いただけたのではないかなというふうに思っております。

ちょっと細かい点で、私、余りコメントしないのですが、レートメイクとデットエクイティーの問題というのかなと思いますけど、レートメイクについては、基本的にはこういうインセンティブ規制を入れるということは、一方でレートメイクについての事業者の裁量性を大きくする、増すことになるという、そういう組合せで議論されるのが一般的でございまして、今回のケースもそういうことに当たり、そういう議論がなされたのかなというふうに思っています。

それからデットエクイティー、負債と自己資本比率ですけど、ここはいろいろ議論あるところですので、まさにこれから議論ということで、今、田中課長から、いわゆる英語で言うところのコメントセレモニーってありますけど、卒業式は始まりだという英語

で、まさにそういうことを言われたわけだけれども、そういう議論の始まりかなというふうに思っています。ありがとうございました。

それでは、本件については大きく異論はなかったというふうに思いますので、資料6-1を本会合の取りまとめとしたいというふうに思います。今後、この取りまとめを電力・ガス取引監視等委員会に報告するということにいたします。事務局は、御準備を進めていただければというふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日予定した議事は以上全て終了ということになりますので、この先は事務局に御進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○田中NW事業監視課長 本日の議事録については、案ができ次第送付をさせていただきたいと思いますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第10回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——